

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」の概要

＜平成25年12月5日・衆議院に超党派の国会議員により提出＞

目的	・観光及び地域経済の振興に寄与、財政の改善に資することに鑑み、基本理念・基本方針等を定め、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置し、総合的・集中的に行う。
定義	・「特定複合観光施設」～カジノ施設、会議場施設、レクリエーション施設、宿泊施設等が一体となった施設。 ・「特定複合観光施設区域」～地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域。
基本理念	・地域創意工夫、民間活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現。 ・地域経済の振興に寄与、適切な国の監視・管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元される。
国の責務	・基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有する。
法制上の措置等	・政府は、下記の基本となる事項に基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を行う。 ・このために必要な措置を法律施行後の1年以内を目途として講じなければならない。
整備推進基本方針	・国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興。 ・地方公共団体の構想のうち優れたものを特定複合観光施設区域の整備に反映。 ・カジノ施設関係者及びカジノ施設設置及び運営に関する規制。
カジノ管理委員会	・内閣府の外局にカジノ管理委員会を置き、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ関係者に対する規制を行う。
納付金等	・国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる。
整備推進本部	・内閣に内閣総理大臣を本部長とする整備推進本部を設置し、必要な法律案及び政令案の立案等を行う。

誘致に向けて取り組んでいる道内自治体

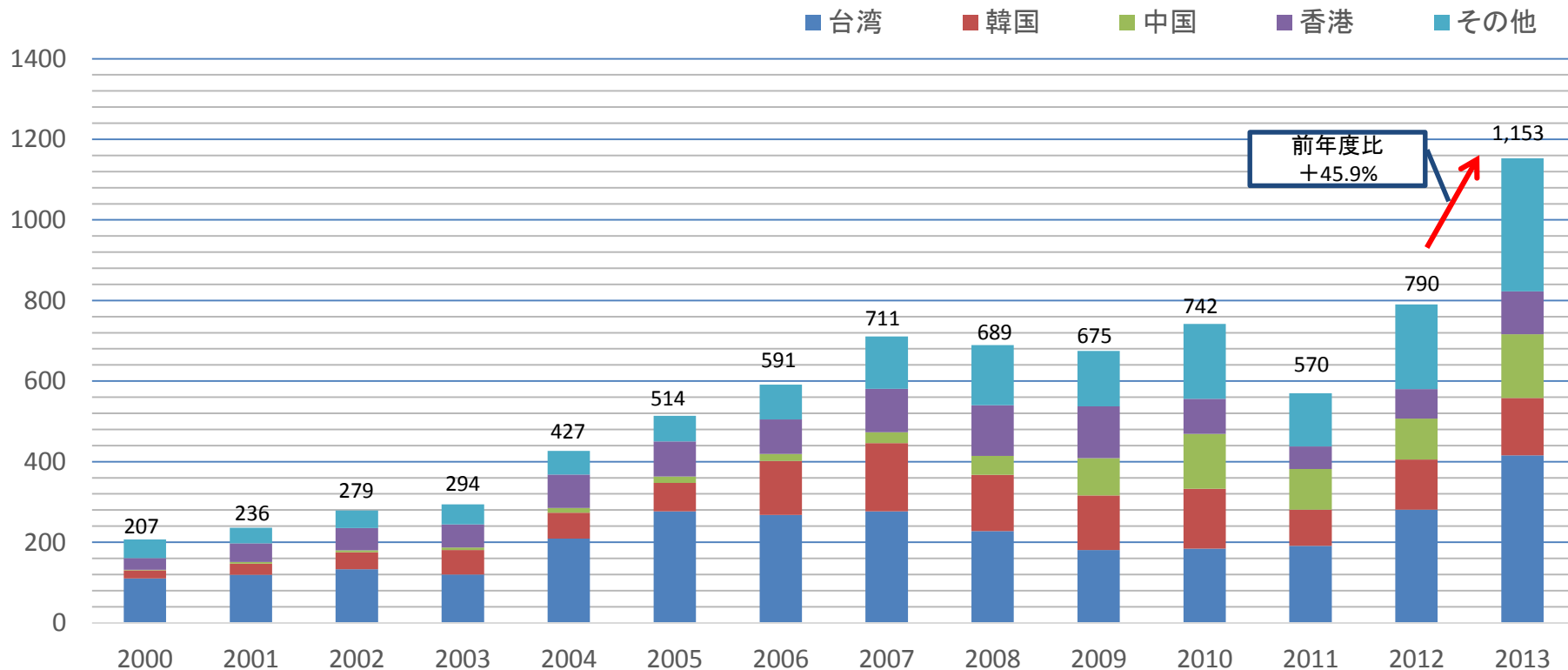
釧路市、小樽市、苫小牧市、留寿都村

訪日外国人来道者数の推移

- 2013年度の本道への外国人観光客は、115万人で過去最高を記録した昨年度を更新、日本の外国人観光客の1割のシェア
- 主な国・地域(人数は2013年度の数値)
台湾(416千人)、中国(158千人)、韓国(142千人)、香港(107千人)、タイ(99千人)、マレーシア(36千人)、シンガポール(35千人)、オーストラリア(35千人)

訪日外国人来道者数(実人数)の推移

(単位:千人)

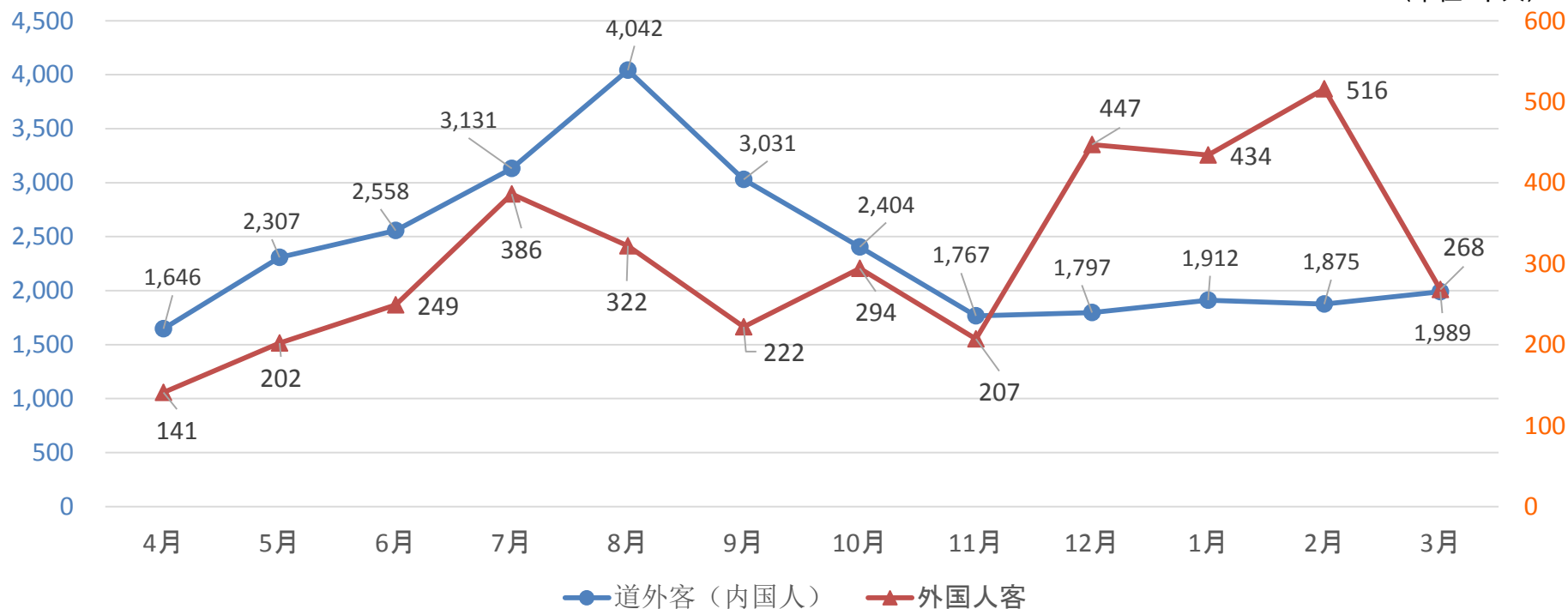


2013年度 月別訪日外国人来道者宿泊延べ数

- 夏季は、爽やかな気候の下、花観光をはじめとする道内を周遊するツアーが人気
- 冬季は、スキーや冬ならではの体験やイベントなど、本道にしかない特長的な魅力により、この時期に最も多くの外国人観光客が訪問
- 春季と秋季は、集客が落ち込み、平準化が課題

2013年度 月別宿泊延べ数(青線=道外からの日本人客、赤線=外国人客)

(単位:千人)



【道の取組状況】

時期	内 容
平成26年 4月～	<ul style="list-style-type: none"> ○4月：韓国視察調査（済州特別自治道・江原道） <ul style="list-style-type: none"> ・江原ランドカジノ視察、賭博中毒ケアセンターとの意見交換等 * 小樽市、苫小牧市、経済団体等参加 ○8月：知事シンガポール視察等 <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ規制機構との意見交換、ワールド・リゾート・センターサ視察 ○8月～2月：北海道型IR検討調査委託 <ul style="list-style-type: none"> ・市場可能性、経済波及効果、社会影響予測等調査など ○8月：庁内検討組織の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・関係部局（社会的影響関係を含む）、教育庁、警察本部オブザーバー参加） ○10月～：北海道型IR道民フォーラム <ul style="list-style-type: none"> ・6圏域で、2回開催 ・内容：IRに関する理解促進 （北海道にふさわしいIRとは、前提となる必要な社会的影響対策など）
IR推進法 成立後	<ul style="list-style-type: none"> ○北海道型IRに関し、基本的な考え方を整理 <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果等を踏まえ、北海道にふさわしいIRの基本的な考え方をとりまとめ